

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト

調達管理番号：21a00807

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月10日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年11月10日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年2月～2025年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の11%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の7%を限度とする。

#### 4 窓口

##### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：吉田 清志 ([Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp](mailto:Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp))

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

#### 5 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
  - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
  - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
  - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場

合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に  
作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務  
の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相  
反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同  
企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(本競争においては、特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定  
する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作  
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て  
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託  
契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼く  
ださい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」  
及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」  
「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」  
及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」については、プロポ  
ーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに  
廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年11月18日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）  
 注1）原則、電子メールによる送付としてください。  
 注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。  
 注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年11月25日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
 (URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年12月10日 12時
- (2) 提出方法：  
 プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。  
 （件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
 なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
  - 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。  
 (URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)  
 ※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：  
 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）  
 「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書：  
 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)  
 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
 [例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]  
 本文：特段の指定なし  
 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」  
 ※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。  
 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が

第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

①DX 活用に関する提案がある場合のみ、当該項目に係る経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3章 特記仕様書案 第6条（1）⑦」を参照）

〔見積書上の費目：一般業務費、機材費、再委託費の該当する費目〕

②「中小企業・SDGsビジネス支援事業」にて調査・実証された製品・技術等の積極的な活用に関する提案がある場合のみ、当該項目に係る経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3章 特記仕様書案 第6条（1）⑧」を参照）

〔見積書上の費目：一般業務費、機材費、再委託費の該当する費目〕

③本邦研修の「実施業務」に係る経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3章 特記仕様書案 第7条（6）①」を参照）

〔見積書上の費目：国内業務費－技術研修費〕

④現地セミナーまたは研修・現地OJT実施に係る経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3章 特記仕様書案 第7条（6）②及び③」を参照）

〔見積書上の費目：一般業務費－セミナー等実施関連費〕

⑤広報活動に関する提案がある場合のみ、当該活動に係る経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3章 特記仕様書案 第7条（8）」を参照）

〔見積書上の費目：一般業務費、機材費、再委託費の該当する費目〕

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 資料翻訳代（一般業務費－資料等翻訳費・雑費）：3,000 千円
  - b) 交差点改良パイロットプロジェクト実施に係る機材購入費・輸送代（機材費－機材購入費及び機材送料の合計）：26,520 千円
  - c) 交差点改良パイロットプロジェクト実施に係る現地再委託費（再委託費－現地再委託費）：75,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) NPR 1 = 0.958650 円
  - b) USD 1 = 113.8440 円
  - c) EUR 1 = 132.1640 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項  
特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／都市交通マネジメント
  - b) 交差点改良1

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 27.00 人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。  
最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

#### 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月7日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。



- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、お申込後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情

報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：交差点改良や信号機運用等の都市交通マネジメントに関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。本業務は2022年2月から開始し、当初から現地業務を実施することを想定していますが、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあり得ます。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務及び契約後にコロナ禍により現地業務が不可能な状況になった場合の遠隔業務の対応方針・想定される業務内容（この場合の遠隔業務は、契約開始から6ヶ月程度を目安とします）について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

なお、ネパール側実施機関及び関係機関の関係者はオンライン会議に慣れており、ネパールの通信環境等も基本的には安定していることから、オンラインによる協議等は実施可能です。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／都市交通マネジメント（2号）
- 交差点改良1（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市交通マネジメント）】

- a) 類似業務経験の分野：交差点改良や信号機運用等の都市交通マネジメントに関する各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：ネパール国及び全開発途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：交差点改良1】

- a) 類似業務経験の分野：交差点改良に関する各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：ネパール国及び全開発途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国 ODA の実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の 2 分の 1 及び業務従事者数の 2 分の 1 を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
	<b>( 34 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市交通マネジメント</u>	<b>( 27 )</b>	<b>( 11 )</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	<b>( - )</b>	<b>( 11 )</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	<b>( 7 )</b>	<b>( 12 )</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>交差点改良1</u></b>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施日時：2021年12月15日（水）14:00～16:00（予定）  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - a) Microsoft Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft Teams の音声機能によるプレゼンテーションです（Microsoft Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません）。指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - b) 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。



## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ネパール国カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ネパールは、インド及び中国に接する内陸国であり、人口は約2,970万人、年2.1%の人口増加率を記録している（アジア開発銀行（2019年））。うち、首都カトマンズが位置し、人口や産業の集積地となっているカトマンズ盆地は、カトマンズ郡、ラリトプール郡及びバクタプール郡の3つの郡（カトマンズ首都圏）から構成され、人口は326万人に及ぶネパール国内で最も開発の進んだ地域の一つである（2021年推計、アジア開発銀行（2018年））。当該地域は、2031年には人口が384万人に達すると推計される中、軌道系交通機関は整備されておらず、自家用車・バス・二輪車等の道路輸送に大きく依存している（同）。加えて、近年、人口増加等に伴いカトマンズ盆地における車両数が増加しており、同盆地の年間車両登録数は、2000年の約24,000台から2014年には約67,000台にまで約2.8倍に増加した（Hydro Nepal（2016年））。発注者が実施した情報収集・確認調査によると、2011年12月～2012年1月の時点でカトマンズ盆地内の交通調査対象30地点中19地点の交通量が容量を超過し、10箇所中6箇所の交差点で完全に飽和状態となっていた。この状況が続けば、2030年には複数の交差点で飽和状態が悪化することが予想される等、今後も人口増加・登録車両数増加等による深刻な交通渋滞の発生が予想される（JICA（2012年、2019年））。交通容量を確保するために必要な道路拡幅や広幅員道路の形成、あるいは大規模な交差点の改良は、既に建物が密集しているカトマンズ盆地内の限られた道路用地では困難を伴うため、既存道路や交差点の効率的な運用が重要となる。一方、右左折専用レーンが整備されていない等の交差点の形状や極端に青信号・赤信号のサイクルが長い等の非効率な信号機の運用等の交通管理に課題があり、現時点でこうした課題を改善するために必要な計画、ガイドラインや具体的な改善策等は未策定かつ適切な予算措置も行われていない。また、カトマンズ盆地の運輸交通セクターに関わる関係機関は多岐に亘っており、これらの課題に適切に対処するためには、インフラ交通省道路局（Department of Roads。以下「DOR」という。）及び同省交通管理局（Department of Transport Management。以下「DOTM」という。）、首都圏交通警察局（Metropolitan Traffic Police Division。以下「MTPD」という。）や自治体（Municipalities）等の連携の促進を通じた交通管理能力の向上が必要である。

発注者はこれまで「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」（開発計画調査型技術協力、2014年～2017年）や「カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査」（2019年）を実施し、カトマンズ盆地における都市交通改善に係る改善策を短期・中期・長期のそれぞれの視点から提言してきた。中・長期的な取組みとして

は、軌道系交通機関の整備や交差点形状の大規模な改良を目的とする計画の実施等（立体交差化等）が提案されている。一方、こうした中・長期的な取組みは事業実施・完成までに多額の費用及び数年単位の時間を要することから、カトマンズ首都圏の道路交通の円滑化には、上述したプロジェクトや調査で提言されているような、短期的に実施可能な交差点改良や信号機運用改善等を含めた交通マネジメントに関する計画の立案・適切な交通管理施策の実施ならびに関係機関との連携強化が喫緊の課題である。

また、ネパールは年間交通事故死者数が人口10万人あたり15.9人（WHO（2016年））であり周辺国と同程度であるものの、自動車1万台当たりの死者数は40.0人と、周辺のブータン（16.7人）、インド（13.0人）、スリランカ（7.1人）等と比較しても高い数値を示している（世界銀行（2019年））。カトマンズ盆地内での交通事故件数は、2014/15年度に8,958件、2017/18年度は11,507件に増加しており、交通警察によると、交通事故の70%以上は運転者の交通安全への意識の希薄さに起因したものである。交通渋滞の改善を含めた交通マネジメントと併せ、交通安全啓発の取組みの強化も求められている。

このような課題に対し、ネパール政府は2020年に国家開発計画である「第15次計画」（The Fifteenth Plan、2019/20年度–2023/24年度）を策定し、円滑な交通を実現するために都市輸送・交通状況の改善を重点分野の一つとして掲げている。

「カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト」（以下「本事業」という。）は、かかる状況に対し、カトマンズ盆地（カトマンズ首都圏）における道路交通の円滑化に重点を置いた交通マネジメント計画の立案、交差点改良、信号機の運用・管理改善及び交通安全啓発等に必要な能力強化・取組みを実施することにより、適切な交通管理施策の実施を図り、同盆地における交通渋滞の改善及び交通安全の推進に寄与するものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクト名

カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト

(The Project for Introduction of Urban Transport Management in Kathmandu Valley)

#### （2）事業目的

本事業は、カトマンズ盆地において、都市交通マネジメント計画の策定、交差点改良や信号機の運用・管理能力の向上及び交通安全に係る啓発活動の実施能力の向上に資する取組みを実施することにより、適切な交通管理施策の実施を図り、もってカトマンズ盆地の主要交差点における交通渋滞の改善及び交通安全の推進に寄与するもの。

#### （3）対象地域

カトマンズ盆地（カトマンズ首都圏：カトマンズ郡、ラリトプール郡及びバクタプール郡）

#### （4）実施機関・事業実施体制

##### ① 実施機関

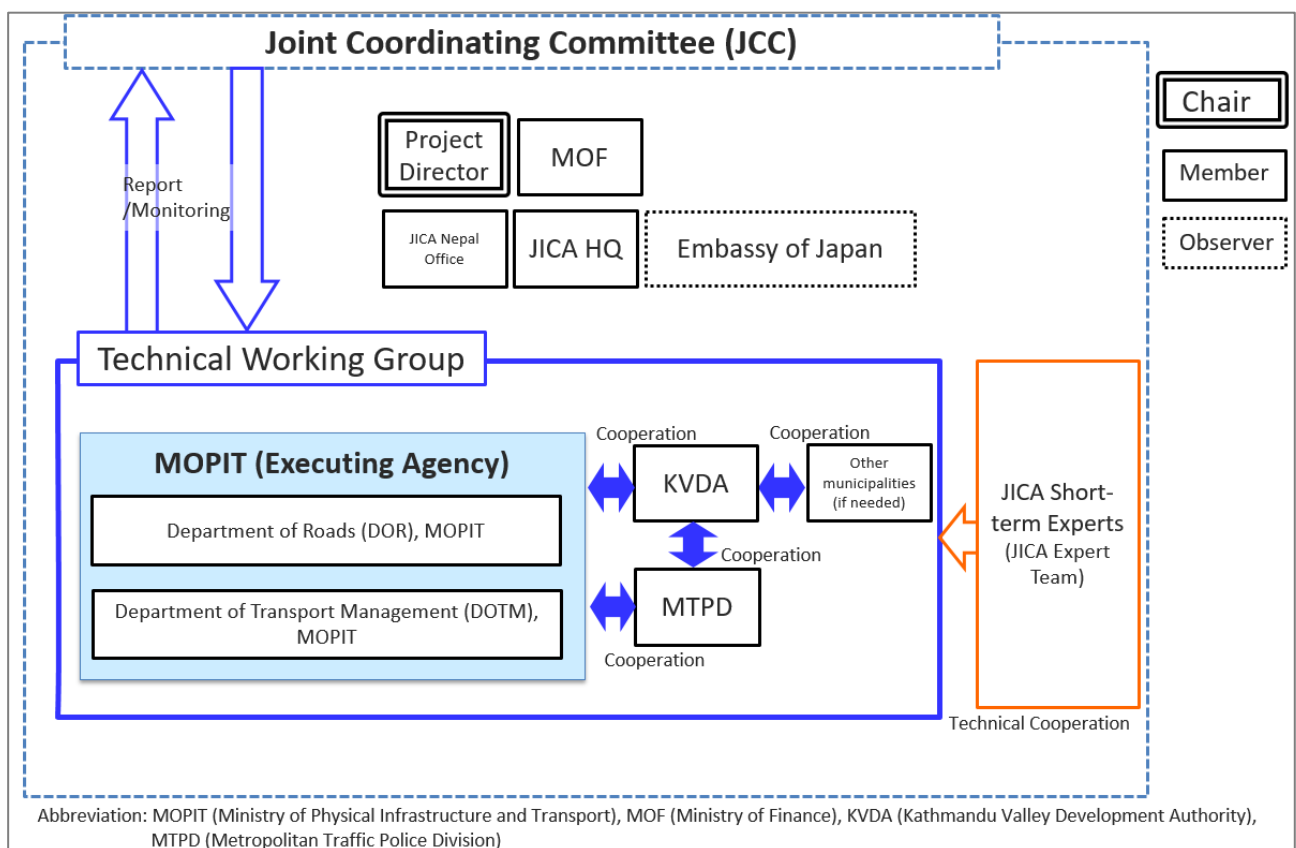
インフラ交通省（Ministry of Physical Infrastructure and Transport。以下「MOPIT」という。）

##### ② 事業実施体制

MOPITがプロジェクト全体の管理を担い、プロジェクト・ダイレクター

(Project Director) を配置する。インフラ交通省道路局 (Department of Roads。以下「DOR」という。) 及びインフラ交通省交通管理局 (Department of Transport Management。以下「DOTM」という。) からプロジェクト・コーディネーター (Project Coordinator) を配置し、本事業の実施に必要な他機関との調整等を行う。具体的には、例えばカトマンズ盆地内の一部交差点は自治体 (Municipality) が管理をしているケースや、信号機の設置・維持管理はMOPIT内の道路局が担当し、運用は内務省に属するネパール警察の支部である首都圏交通警察局 (Metropolitan Traffic Police Division。以下「MTPD」という。) が担うといったケースがあることから、プロジェクト・コーディネーターを中心とし、関係機関との調整・協力を図る。また、都市開発省 (Ministry of Urban Development) の下部組織でありカトマンズ盆地における都市開発の組織・機能を統合・管理することを目的としたカトマンズ盆地開発公社 (Kathmandu Valley Development Authority。以下「KVDA」という。) との連携体制を構築する。

具体的な事業実施体制図は以下の通り。



(5) 事業実施期間

2022年2月～2025年7月 (計42ヶ月) を予定

(6) 上位目標

カトマンズ盆地の交差点における交通渋滞の改善や交通安全が推進される。

(7) プロジェクト目標

交通渋滞改善や交通安全を目的とした適切な交通管理施策が実施される。

(8) 期待される成果及び活動の概要

【成果1】 都市交通マネジメント計画が策定され、関係機関とのコーディネーション

が行われる。

[成果1に関わる活動]

- 活動1-1：都市交通マネジメントに関する課題（道路・公共交通等）の整理
- 活動1-2：過去に立案された都市交通マネジメントに関連する計画のレビュー
- 活動1-3：交通関連データ（交通事故・交通渋滞）の確認・整備
- 活動1-4：都市交通マネジメント計画の作成
- 活動1-5：関連機関とのコーディネーション会議の実施

【成果2】交差点改良に関する能力が向上する。

[成果2に関わる活動]

- 活動2-1：道路ネットワークの現状及び改良が必要な交差点の把握・特定
- 活動2-2：交差点改良ガイドラインの策定
- 活動2-3：交差点改良に関するパイロットプロジェクトの実施
- 活動2-4：交差点改良ガイドラインに関するセミナーまたは研修の実施
- 活動2-5：活動2-2の交差点改良ガイドラインを活用した交差点改良計画の立案

【成果3】信号機運用・管理改善マニュアルが策定され信号機整備に関する計画が立案される。

[成果3に関わる活動]

- 活動3-1：信号機が設置されている交差点における、信号機運用上の課題及び解決策の明確化
- 活動3-2：活動3-1の信号機運用・管理改善マニュアルの立案・実施
- 活動3-3：活動3-2の運用・管理改善マニュアルに関するセミナーまたは研修の実施
- 活動3-4：カトマンズ盆地内の信号機整備に関する計画の立案

【成果4】道路利用者（ドライバー・歩行者）の交通安全への意識が向上する。

[成果4に関わる活動]

- 活動4-1：活動2で改良を行う交差点において、交通法規遵守・交通安全のためのキャンペーン活動の実施
- 活動4-2：活動4-1に関するセミナーまたは研修の実施
- 活動4-3：活動4-1のキャンペーン活動の他交差点への展開

#### 第4条 業務の目的

ネパール国「カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト」において、発注者がネパール側実施機関と署名した本事業に係る討議議事録（Record of Discussions。以下「R/D」という。）に基づく業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、本事業に係るR/Dに基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するために、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの基本方針

- ① ネパール側のオーナーシップの確保、関係機関との調整及び技術協力プロジェクトに対する理解の促進

「第3条 プロジェクトの概要 (4) 実施機関・事業実施体制 ②事業実施体制」に記載の通り、カトマンズ盆地における運輸交通セクターに関係する機関は多岐に亘ることから、本事業の活動を実施する際は関係機関との調整が必須となる。一方で、関係機関が多い場合、ネパール側のオーナーシップ及びイニシアティブの不足や責任の所在が曖昧になることが懸念される。この点、スムーズな業務の実施に当たり提案があればプロポーザルに記載すること。技術協力プロジェクトはあくまでもネパール側が主体的に実施する必要があるため、日本側の働きのみ依存するような体制とならないよう、留意すること。

なお、本事業の詳細計画策定調査時には、ネパール側から技術協力プロジェクトの範疇を超える要求・期待（大型のインフラ建設・交差点の大規模改良や、複数の交差点の詳細設計業務の依頼等）が見られたため、技術協力の目的や趣旨等を再認識してもらえよう、随時ネパール側に説明を行うこととする。

② 事業実施後の持続的な取組み・効果発現を目指した仕組み作り

本事業実施中に各活動の単位で、実施機関や関係機関ごとの具体的な取組み、スケジュール、責任範囲や予算措置等を含めたアクションプランやロードマップ等を作成し、各実施機関の計画と責任を明確化するとともに、事業実施後も持続的に実施機関間で共有・進捗確認ができるような仕組みを作り、実践する。

③ 指標等を活用したプロジェクト運営

通常、技術協力プロジェクトにおける「指標」は、上位目標・プロジェクト目標・成果のそれぞれについて、事業実施後の事後評価時点で効果を測定するために設定するものであるが、上記①のように、ネパール側のオーナーシップ及びイニシアティブの不足等が懸念される中、進捗や活動実施前後の変化等を関係者で確認することを目的とし、事業実施中に効果を測定するための指標や数値等も設定を検討する。例えば、信号機の運用・管理改善において、現状の信号のサイクル及び通過交通量の測定を行い、改善後のこれらの数値等を確認し、変化について関係者間で確認を行う。

④ 事業開始後6ヶ月間のベースライン調査（情報収集）等

本事業は2022年2月の開始を想定しているが、事業開始後6ヶ月間（2022年8月までを目途）はベースライン調査として、本事業の詳細計画策定調査時にコロナ禍による渡航制限現地での調査活動の制限により収集が困難であったデータ及び目標達成を評価する指標設定に必要な情報等の収集、また、その指標設定に際して必要な実施機関等との協議を行う。必要に応じてR/Dに添付されている本事業の活動内容等を示したプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下「PDM」という。）及び投入計画を示したプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation。以下「PO」という。）の一部見直しや指標・データの収集方法の修正、また、各活動内容の詳細・スケジュール決定、交差点改良や信号機運用・管理改善の対象となる交差点・信号機及び交差点改良に関するパイロットプロジェクトの詳細確認・決定等を行う。なお、PDMにおいて現時点で未設定の指標については、XやY等で表している。

⑤ データの収集方法等

詳細計画策定調査におけるネパール側との協議は、新型コロナウイルス感

染症の拡大防止及びネパール政府による政府機関関係者の出勤抑制や渡航者への自主隔離の要請等により基本的にオンラインで実施した。オンライン協議時にネパール側へ関連データ等の共有を依頼したものの、実際にはほとんど共有されなかった。そのため、本事業開始後、ネパール政府の新型コロナウイルス感染症に関する行動制限や感染拡大防止策に十分留意しつつ、必要に応じて関係機関に直接訪問してデータや情報等を収集することを検討する。なお、MTPDについては、オンラインでの協議自体にも抵抗があった模様であり、協議は対面での実施を強く希望し、データ等は直接提供する旨発言があったため、発注者と相談しつつ各機関の状況に応じて適切に対応する。

⑥ 「交通計画アドバイザー」（個別専門家）との連携

カトマンズ盆地の開発に係る機関は多岐に亘っているが、従来のKVDAに加え、全国の各都市において、都市交通政策の策定や効率的な交通ネットワークの運営管理体制の構築を目的として、都市交通を管轄する委員会（Urban Public Transport Authority。以下「UPTA」という。）の設立が計画されており、現在は設立に係る根拠法の制定が進められている。今後はUPTAを中心とした都市交通政策の立案や関係機関の調整等を担うプラットフォームの構築が期待されており、UPTAを通じたカトマンズ盆地における都市交通行政に係る政策立案・計画実施・調整体制の構築に向けた助言、都市計画に対応した都市交通ネットワーク整備事業の推進や、都市開発分野・都市交通分野に関わる関係省庁との協議・連携の推進を主な業務とする「交通計画アドバイザー」（個別専門家）が2021年度中にUPTAのメンバーであるMOPITへ派遣される予定であり、本事業内では、同アドバイザーとの情報交換や連携も進める。

⑦ DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用検討

本事業内で実施する活動において、DXの活用可能性も検討する。活用可能性及び実現可能性や想定される活用内容等について提案がある場合は、プロポーザルに記載し、本提案に係る経費の発生が見込まれる場合は、当該経費を別見積として計上すること。

⑧ 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」にて調査・実証された製品・技術等の積極的な活用

「中小企業・SDGsビジネス支援事業」（以下「本支援事業」という。）は、我が国の民間企業の製品や技術等について開発途上国における開発事業への活用・実現を調査・実証し、開発途上国の発展及び国内経済への貢献を目的としている。本支援事業で調査・実証された製品・技術等は、①開発途上国の開発インパクトの観点から公募による競争性をもって選定されていること、②事業の実施過程においてODA事業との関連を含めて調査・実証されることから、ODA事業への導入にあたって一定の妥当性・有効性を有するものと考えられる。したがって、本事業においても、本支援事業で調査・実証された製品や技術等の活用・導入について、透明性・公平性・経済性を踏まえつつ、積極的に検討する。本事業内での活用について提案がある場合は、プロポーザルに記載し、本提案に係る経費の発生が見込まれる場合は、当該経費を別見積として計上すること。なお、「交差点改良パイロットプロジェクト実施に係る機材購入費・輸送代」は定額を見積もることとしているため、「交差点改良パイロットプロジェクト」に係る製品や技術等を提案する場合は、製品概要・想定される活用の場面及び金額の明示は求めるが、見積書への計上は不

要とする。

(2) 各成果に関わる活動の方針

① 成果1に関わる活動（都市交通マネジメント計画）

これまでカトマンズ盆地における都市交通改善に向けて多数の計画が策定されたものの、計画の実施には至っていないケースもあり、ネパール側の優先順位等についても不明瞭なケースがある。JICAはこれまで「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」（開発計画調査型技術協力、2014年～2017年）や「カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査」（2019年）を実施し、カトマンズ盆地における都市交通改善に係る改善策を短期・中期・長期のそれぞれの視点から提言してきた。このうち、本事業では短期的に実施可能な交差点改良や信号機運用改善等を含めた交通マネジメントに関する計画の立案及び関係機関との連携等を推進する。都市交通マネジメント計画に含める内容については、本事業で活動を行う交差点改良や信号機の運用・管理改善等を想定しており、各活動で策定する交差点改良計画や信号機整備計画を含めることも可能である。また、必要に応じて他開発協力機関（アジア開発銀行等）が既に策定した公共交通の再編計画の実施等を盛り込むことも検討する。これまで多数の計画が立案されているものの実行に移されたケースが多くないことに鑑み、短期的に・迅速に取組みが可能な計画を目指して策定する。具体的な内容・目標の期間等は、ネパール側との協議の上決定する。なお、計画策定の過程において、先端技術であるITS等の活用可能性についても検討を行う。

② 成果2に関わる活動（交差点改良）

ネパール側・日本側でそれぞれ最低1交差点以上の改良を実施する。本事業は、交差点改良自体が目的の事業では無く、あくまでもネパール側の交差点改良に関する計画、ノウハウの蓄積及び実施能力の向上を図ることを目的としているため、既存の交差点を活用することを前提とし、フライオーバーやアンダーパス等の立体交差化等大規模改良は行わない。交差点改良の内容としては、車線の明示、ポールコーン等を利用した中央分離帯の設置、バス停の移設や歩車分離の促進等が想定される。日本側負担の交差点改良においては、受注者が現地法人（現地コンサルタント及びコントラクター）への再委託契約（現地再委託）で実施する。詳細設計に対する助言は、ネパール側・日本側の負担の別を問わず、受注者が行う。また、交差点改良においては、受注者が本邦企業の製品（路面標示材、ポールコーン、道路鋸、ワイヤーロープ等）を調達し、改良工事内で活用する。対象とする交差点については、ベースライン調査等で候補及び想定金額等を計算し、発注者及びネパール側と協議・合意の上決定する。

③ 成果3に関わる活動（信号機運用・管理改善）

本事業内では、新規の信号機供与や既存信号機の補修等の活動は想定していない。このため、既に設置された信号機あるいは今後設置される予定の信号機の運用・管理改善を対象とする。

④ 成果4に関わる活動（交通安全啓発活動）

カトマンズ盆地における交通安全に関する活動は、過去に青年海外協力隊やシニア海外ボランティアが啓発活動を実施しており、これらの活動から得られた成果・課題・教訓等を確認し、活動対象の交差点及び活動内容をネパール側と合意の上決定する。なお、現時点では交差点における活動を想定して

いるが、ネパール側との調整により交差点以外での活動が適切だと考えられる場合は、必要に応じて発注者及びネパール側と活動内容の見直し・改訂を行う。

(3) 過去のJICA実施調査・プロジェクトや現在進行中の調査及び他開発協力機関が実施したプロジェクトにおける知見の活用、他開発協力機関との連携の推進

発注者がこれまでカトマンズ盆地において実施した調査及びプロジェクト、現在実施中の調査や他開発機関が実施したプロジェクト等において明らかになった結果・成果、課題や教訓等を受注者が自ら調査し、本事業の実施においても活用することで、開発効果の増大を図る。また、世界銀行やアジア開発銀行等、本事業の実施機関とのプロジェクトの実施経験がある他の開発協力機関との情報共有（過去の教訓の聞き取り・本事業への活用）等を本事業実施中に積極的に行う。

また、世界銀行は、MOPITと交通安全に関する取組みを推進しており、MOPITやネパール在住のYouTuber等と連携した交通安全に関するライブストリーミングの配信（#NepalRoadSafety）やアニメーション（二輪車を利用する際のヘルメットの着用等）の作成・配信等を行っている。また、世界銀行が取組む交通安全啓発活動は、MOPIT下に設置された国家交通安全評議会（National Road Safety Council。以下「NRSC」という。）を通じて促進されることが期待されている。本事業では現場における交通安全啓発活動を実施予定であるが、世界銀行の活動との協働や、交通安全啓発活動の実施に当たってNRSCに対する活動への協力依頼や成果報告等の実施を検討する。一方、アジア開発銀行が実施し既に終了した「Kathmandu Sustainable Urban Transport Project」（以下「KSUTP」という。）においては、交差点改良等が実施されていることから、当該交差点の現在の運用状況等を確認し、本事業における更なる改良の必要性や運用上の改善策等を検討する。またKSUTPの活動の一環としてMTPD内のFM放送局からドライバーや住民に対し、午前7時～午後8時まで30分ごとに最新の交通情報や交通安全啓発メッセージの発信が行われた。この取組みは現在も継続されていることから、本事業の交通安全啓発活動における連携を検討する。

本事業の実施にあたっては、こうした他の開発協力機関との情報共有等を行いながら連携可能性を積極的に追求し、パートナーシップの拡大や開発効果の増大に寄与できるよう留意する。

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更することが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応（R/Dの変更に関するネパール側実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）を取ることとする。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が発注者に事前に相談し、合意を得たうえで、ネパール側実施機関との協議結果とともに、R/D変更のためのミニッツ（案）及びR/Dに添付されている本事業の活動内容等を示したPDM及び投入計画を示したPOの変更案を作成し、発注者に提出する。

(5) 環境社会配慮



本事業内で予定されている交差点改良に関するパイロットプロジェクトは、既存の交差点を利用した改良（車線の明示やポールコーン等を利用した中央分離帯の設置等）やバス停の移設等を想定しており、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）において、環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリCに分類している。

本事業はカテゴリCの範囲内での活動を実施し、カテゴリAまたはBに該当するような活動は行わないことを前提とするが、特に交差点改良に関するパイロットプロジェクトの実施を検討する際は、上記ガイドラインを参照の上、環境社会配慮の観点から問題が無いか必ず事前に確認を行うこと。カテゴリAまたはBに分類されるような状況に至る可能性が予見された場合、速やかにJICA事業担当部署に報告し、実施機関との協議を行う。実施機関との協議の結果、カテゴリAまたはBに分類される活動を実施する必要性が生じた場合、カテゴリ分類の見直し及び業務内容の変更・追加（環境社会配慮関連）を行うとともに、ネパール国環境関連法規に基づき必要な措置を講じることとする。

#### （6）その他

JICAネパール事務所の関係者が含まれるメール等での連絡や会議の開催の際には、使用言語は英語とする。日本語で作成することが求められる書類（契約関係書類等）を除き、基本的に資料は英語での作成も可とする。

### 第7条 業務の内容

#### （1）ワーク・プラン（Work Plan）案の作成

要請書や関連資料（R/D等を含む）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、発注者とも適宜協議のうえ、ワーク・プラン案を作成し、発注者と共有する。

#### （2）ワーク・プランの確定

現地業務開始後にワーク・プラン案をネパール側実施機関等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワーク・プラン案についての協議・修正を行い、ワーク・プランを確定する。その際、R/Dに添付されているPDMで未設定の指標及び指標の測定方法のうち、設定が可能な項目についてはこの段階で設定する。設定不可能な項目については、ベースライン調査等を利用し、目標値の設定時期についてネパール側と合意する。

#### （3）カウンターパート職員の選定・確定

現時点において、以下の職員の配置をネパール側と合意済であるが、プロジェクト・マネージャー（Project Manager）及び各活動の担当職員については職員が特定されていないため、本事業開始後に実施機関等と協議の上確定させる。

- Project Director: Joint Secretary, MOPIT
- Project Manager: 今後要特定
- Project Coordinators: Deputy Director General, Development Cooperation Implementation Division of Department of Roads; Director General, Department of Transport Managementの2名
- Counterpart personnel for each activity: 今後要特定

#### （4）合同調整委員会（JCC）の開催

ネパール側実施機関が主体となり、6ヶ月に1回の頻度を目安として合同調整

員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）を開催し、以下の項目を行う。

- ① PDMに基づき、ワーク・プランについて議論し、承認する。
- ② 本事業全体の進捗をレビュー・モニタリングし、必要に応じてPDMやPOの改訂について議論・合意する。
- ③ 本事業の実施に当たり、正式に決定が必要な事項等について確認・合意する。
- ④ 本事業内で解決すべき課題等を議論し、改善策を合意する。

JCCの開催準備及び当日の運営・発表等についてはネパール側実施機関が主体となることが望ましいため、受注者はネパール側が主体的な取組みを行えるようにする。一方、ネパール側実施機関の状況を確認し、必要に応じて受注者はJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等を最低限の範囲で行うこととする。なお、JCCで合意する事項がある場合には、必ずJCC開催前にJICA事業実施担当部、JICAネパール事務所及びネパール側実施機関等と確認を行う。なお、本事業終了前に実施するJCCでは、ネパール側実施機関等と本事業の成果・活動等に関する合同レビューを行う。

#### （5）事業モニタリングの実施

本事業の実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたモニタリング・シート（Monitoring Sheet。JICA指定様式があるため、配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」を参照する）をもとに、日常的な事業モニタリングを行う。具体的な項目としては、本事業の活動報告のほか、成果の発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項やプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要因等がある。

受注者は、6ヶ月に1度を目途に、JCC等での議論も踏まえながらネパール側実施機関と共同でモニタリング・シートを作成し、ネパール側実施機関の承認を得た上で、JICAネパール事務所及び監督職員に提出する。記載項目等の詳細については配布資料を参照すること。

また、モニタリング実施にあたっては、本事業終了時に作成されるプロジェクト事業完了報告書や、事業終了後の事後評価も見据えて、必要に応じてPDMの変更について発注者に事前に提案・協議を行い、ネパール側実施機関と協議・合意すること。

#### （6）研修・セミナーの実施

##### ① 本邦研修の実施

本事業では、技術協力の一環としてプロジェクト目標及び成果の達成に資する本邦研修を以下のとおり実施することを想定している。

- 実施回数：計2回
- 参加者数：1回あたり7名程度
- 研修日数：1回あたり12日程度（ネパール出発日及び帰着日を含む）

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表（案）についてプロポーザルにて提案し、必要な経費を別見積で計上すること。具体的な研修内容等は、本事業開始後に発注者との協議を経て確定する。本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月版）に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」、「監理業務」、「実施業務」のうち、「受入業務」及び「監理業務」は発注者が行い、受注者は「実施業務」を行う。想定さ

れる主な業務は以下のとおり。

- (ア) 研修カリキュラムの策定
- (イ) 研修受入先選定、内諾取付け
- (ウ) 研修員が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付支援
- (エ) 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- (オ) 研修の実施（経費精算を含む）

② 現地セミナーまたは研修の実施（講義中心）

本事業では、活動内で策定するガイドライン、マニュアルや交通安全啓発活動等の現地セミナーまたは研修を実施する。開催場所はカトマンズ盆地内を想定する。基本的には講義形式での開催を想定する（会場代及び資料作成代は本契約内に含む）。

- ・ 実施回数：計15回程度
- ・ 参加者数：1回あたり20名程度
- ・ 実施日数：1回あたり1日程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期等を含むセミナーまたは研修概要及び日程表（案）についてプロポーザルで提案すること。

③ 現地OJTの実施（現場）

本事業では、活動内で実施する交差点改良のパイロットプロジェクトや信号機運用・管理改善に関する活動等の現地OJTを実施する。開催場所はカトマンズ盆地内を想定する。基本的には講義形式や現場演習等を想定する（会場代及び資料作成代は本契約内に含む）。

- ・ 実施回数：計15回程度
- ・ 参加者数：1回あたり10名程度
- ・ 研修日数：1回あたり2日程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期等を含む現地OJT概要及び日程表（案）についてプロポーザルで提案すること。

(7) 各成果に関わる活動内容

① 成果1に関わる活動

(ア) 活動1-1：都市交通マネジメントに関する課題（道路・公共交通等）の整理

道路交通を中心とした交通管理に関する課題の整理を行う。基本的にはカトマンズ盆地内全体の道路ネットワーク・交差点・信号機等の課題を整理する。このため、活動2-1及び活動3-1と連携した活動を行う。なお、交通渋滞の改善には主にバスを中心とした公共交通の改善も必要となるが、必要に応じて公共交通の再編や改善等に向けた取組みの実施状況についても整理する。

(イ) 活動1-2：過去に立案された都市交通マネジメントに関連する計画のレビュー

JICAが過去に策定したマスタープランや他の開発協力機関が実施した事業等で策定された計画等（例えばアジア開発銀行が実施したKSUTP）、さらにはネパール投資庁やKVDA等が策定した計画等を参照し、それらの内容や実施状況等についてレビューを行う。

(ウ) 活動1-3：交通関連データ（交通事故・交通渋滞）の確認・整備

MTPDが有している交通関連データの整備状況やデータの確認・分析を行う。事故多発地点の特定等が可能な場合は、活動4を実施する際に活用する。情報収集・整理の体制が整備されていない場合は、そうした体制の構

築についても検討・提言する。

(エ) 活動1-4：都市交通マネジメント計画の作成

活動1-1～1-3及び活動2・3で得られた情報や成果等を用いて、短期的（目安として1年～5年の間）に実現可能な都市交通マネジメント計画を作成する。軌道系交通機関の整備等、構想から実現までに多くの時間を費やすような計画ではなく、大規模な工事を伴わない交差点改良や信号機の運用・管理改善等比較的すぐに実施可能な計画とする。なお、高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems, ITS）等の先端技術を用いた交通管理の可能性についても検討を行う。

(オ) 活動1-5：関連機関とのコーディネーション会議の実施

カトマンズ盆地内の開発に係る機関は多岐に亘るため、こうした機関とのコーディネーション会議を開催し、本事業の活動を円滑に実施できる体制を構築する。また、本事業終了後もこうしたコーディネーション会議が開催されるような仕組みを構築する。

② 成果2に関わる活動

(ア) 活動2-1：道路ネットワークの現状及び改良が必要な交差点の把握・特定

カトマンズ盆地内全体の道路ネットワークの現状を確認し、渋滞発生箇所や混雑交差点等の特定を行う。発注者が過去に実施した情報収集・確認調査の結果を活用しつつ、必要に応じて現地で交通量調査等を実施する。これらの結果を踏まえ、本事業の方針に沿った交差点改良が必要かつ実施可能な交差点を把握・特定する。

(イ) 活動2-2：交差点改良ガイドラインの策定

活動2-3と併せ、既存の交差点を活用しつつ改良可能な方策等をまとめた交差点改良ガイドラインを策定する。パイロットプロジェクトの実施を通じ、得られた成果や課題等をまとめ、最終化させる。

(ウ) 活動2-3：交差点改良に関するパイロットプロジェクトの実施

上述したパイロットプロジェクトの実施方針に従い、交差点改良に関するパイロットプロジェクトを実施する。対象交差点や改良内容等については本事業開始後のベースライン調査等の結果等を踏まえ、発注者及びネパール側実施機関との協議を経て確認・合意する。

(エ) 活動2-4：交差点改良ガイドラインに関するセミナーまたは研修の実施

活動2-2で策定した交差点改良ガイドラインに関するセミナーまたは研修をネパール国内で実施する。実施に当たっては、参加者を指導的立場にある者とする等、本事業終了後にもネパール側が自らセミナー等を実施可能な体制を構築できるようにする。

(オ) 活動2-5：活動2-2の交差点改良ガイドラインを活用した交差点改良計画の立案

活動2-2で策定した交差点改良ガイドラインを活用（大規模な工事ではなく既存の交差点を活用した比較的小規模な改良）し、カトマンズ盆地内で交差点改良計画を策定する。計画は都市交通マネジメント計画に統合させることも可。対象交差点のみならず、実施時期、必要経費（概算）や責任機関等も計画に含める。

③ 成果3に関わる活動

(ア) 活動3-1：信号機が設置されている交差点における、信号機運用上の課題及び解決策の明確化

カトマンズ盆地内で既に信号機が設置されている交差点における、信号機運用上の課題を整理する。日本が過去に無償資金協力により信号機を設置した交差点に設置された信号機のみならず、近年ネパール側のイニシアティブにより新規に設置した信号機や故障したが補修された信号機も対象とする。解決策の明確化に当たっては、主にマネジメント面（サイクルの効率化や隣接交差点の信号機との連動等）で改善可能な方策を対象とする。

(イ) 活動3-2：活動3-1の信号機運用・管理改善マニュアルの立案・実施

活動3-1で明らかになった課題及び解決策を信号機運用・管理改善マニュアルにまとめ、実際の信号機の運用で活用する。なお、本マニュアルの内容については事前にMTPDと確認・合意を行い、本事業内で信号機の運用を変更する際には必ずMTPDとの調整を行い、MTPDの責任の下で実施する。

(ウ) 活動3-3：活動3-2の運用・管理改善マニュアルに関するセミナーまたは研修の実施

活動3-2で策定した信号機運用・管理改善マニュアルに関するセミナーまたは研修をネパール国内で実施する。実施に当たっては、参加者を指導的立場にある者とする等、本事業終了後にもネパール側が自らセミナー等を実施可能な体制を構築できるようにする。

(エ) 活動3-4：カトマンズ盆地内の信号機整備に関する計画の立案

近年、ネパール側が信号機の新設を進めているが、信号機整備に関する計画の有無を確認する。また、活動3-1の結果等と比較しながら、信号機による交通整理が必要な交差点を特定し、信号機整備に関する計画の立案(既に存在している場合は当該計画のレビュー及び補修や更新に向けた助言)を行う。計画は都市交通マネジメント計画に統合させることも可。なお、本計画立案の際にはインフラ交通省道路局やMTPDとの調整を行う。

④ 成果4に関わる活動

(ア) 活動4-1：活動2で改良を行う交差点において、交通法規遵守・交通安全のためのキャンペーン活動の実施

交通法規遵守・交通安全のためのキャンペーン活動内容については、ネパール側実施機関等と協議の上決定する。また、交通標識の設置等、ハード面での対策が考えられる場合、発注者に内容を提案しネパール側と協議の上、決定する。なお、交通違反者の取締りの強化が活動の目的では無いため、あくまでも道路利用者（ドライバー・歩行者）の交通安全に対する意識が向上するような取組みを行う。

(イ) 活動4-2：活動4-1に関するセミナーまたは研修の実施

活動4-1の結果等を踏まえ、交通安全啓発活動に関するセミナーまたは研修をネパール国内で実施する。実施に当たっては、参加者を指導的立場にある者とする等、本事業終了後にもネパール側が自らセミナー等を実施可能な体制を構築できるようにする。

(ウ) 活動4-3：活動4-1のキャンペーン活動の他交差点への展開

活動4-1のキャンペーン活動で得られた成果や教訓等を踏まえ、他の交差点へ展開を行う。なお、この段階ではネパール側のみで活動が実施できるように配慮する。

(8) 広報活動

これまで技術協力プロジェクト等では発注者のWebサイト上にプロジェク

トの紹介ページの設置した情報発信や、プロジェクト実施対象国のJICA現地事務所のFacebookページ等への記事の投稿等を通じて広報活動を行ってきた。一方、このような従来の方法では当初から国際協力や当該技術協力プロジェクト等に関心を有する層を中心としたアプローチになるため、本事業においては、日本・ネパールを問わず、より多くの一般の方々の目に留まり、本事業の活動に対する関心や理解が深まるような広報活動を計画・実施する。このような考え方に沿った広報活動の実施に当たって提案がある場合は、プロポーザルに記載すること（なお、本考え方は従来の方法による広報活動を否定するものではない）。また、本提案に係る経費の発生が見込まれる場合は、当該経費を別見積として計上すること。

また、写真や動画等を利用・作成する場合、JCC等の協議や講義の様子等が中心となると一般の方々には本事業の内容が伝わりづらいため、可能な限り現場の状況が分かるような内容とするように配慮する。

## 第8条 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、事業完了報告書の提出期限を2025年7月31日とする。

業務計画書を除く報告書等については、ネパール側実施機関と内容を協議の上、作成を行うこと。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。また、以下に掲げる報告書等はWord及びPDFのデータも併せて提出すること。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文3部及びデータ
ワーク・プラン	業務開始から約3ヶ月後	英文3部及びデータ
モニタリング・シート (Monitoring Sheet) (全6回)	2022年 8月 2023年 2月 2023年 8月 2024年 2月 2024年 8月 2025年 2月	英文2部及びデータ
事業完了報告書	2025年 7月31日 (事業完了報告書案は、未完成の状態で構わないので、提出期限の3ヶ月程度前を目途にJICA事業実施担当部へデータで提出し、確認・修正を経て最終化する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 和文5部</li> <li>• 英文10部</li> <li>• 和文要約5部 (上記のいずれもデータも提出する。)</li> <li>• CD-R 和文・英文各5枚</li> </ul>

#### ※ 作成上の留意点

- ① 事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R等）の仕様については、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）を参照する。
- ② 各報告書の記載項目（案）は、監督職員と業務主任者の間で必要に応じて協

議・確認する。

- ③ 各報告書は的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用する等読みやすさに配慮した内容とする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位及び記号等の統一性及び整合性を確保する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫する。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記する。
- ④ 各報告書等は、正式提出前に余裕を持ってドラフト版をJICA事業実施担当部及びJICAネパール事務所に提出し、発注者が内容の確認及び必要に応じた修正依頼を行うこととする。

## （２）技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料を事業完了報告書に添付して提出すること。いずれも英語での作成が想定される。また、実施機関と協議の上、計画・ガイドライン・マニュアル類を統合・分割することも可（この場合は、どの計画等と統合・分割されたか分かるように明記する）。

- ① 都市交通マネジメント計画
- ② 交差点改良ガイドライン
- ③ 交差点改良計画
- ④ 信号機運用・管理改善マニュアル
- ⑤ 信号機整備に関する計画

## （３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して監督職員に報告する（日本語での作成可）。なお、月報はJICA事業実施担当部及びJICAネパール事務所に送付することとし、簡潔かつ的確な内容となるよう配慮する。

- ① 当月の活動・進捗報告、翌月の計画、課題及び解決案、JICAへの相談事項（1～2ページ程度）
- ② 業務従事者の従事計画／実績表
- ③ 活動の写真
- ④ Work Breakdown Structure
- ⑤ 貸与物品リスト

## 第4章 業務実施上の条件

### 第1条 業務工程

本事業のR/Dで合意された協力期間は42ヶ月間であり、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2022年2月の契約締結予定月から2025年8月の履行期間終了月までの約43ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

### 第2条 業務量の目途と業務従事者構成

#### (1) 業務量の目途

約 79 人月（現地：約 71 人月、国内：約 8 人月）

#### (2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定している。ネパール側からR/Dどおりの要員配置を求められているため、基本的には以下構成での業務実施を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、他に最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）がある場合、プロポーザルで理由と共に提案すること。

- ① 業務主任者／都市交通マネジメント（2号）
- ② 交通計画
- ③ 交差点改良1（3号）
- ④ 交差点改良2
- ⑤ 信号機運用
- ⑥ 交通安全啓発活動
- ⑦ 研修・モニタリング

### 第3条 現地再委託

本事業の活動2で実施する交差点改良に関するパイロットプロジェクトは、受注者が業務対象国・地域の現地法人（現地コンサルタント及び現地コントラクター）と契約を行う、現地再委託による実施とする。対象交差点数及び改良工事の内容については、本事業開始後に決定するため、本現地再委託費用についてはプロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上（75,000千円）とする。受注者は本事業後に、発注者及びネパール側実施機関等と検討・協議を行い、対象交差点及び改良工事の内容を決定すること。なお、現地再委託にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に依拠して業者選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。また、パイロットプロジェクトにおける工事の実施に当たり、受注者は「ODA建設工事安全管理ガイドランス」（2014年9月）に準じた工事安全管理をネパール側へ指導すること。

その他、広報資料作成・啓発活動実施など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務についても現地再委託により実施することを認める。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案し、必要経費を見積書（本見積）に計上すること。

### 第4条 配付資料／公開資料等



## (1) 配付資料

- 01\_本事業のR/D (データ)
- 02\_詳細計画策定調査報告書 (交通状況・組織分析)
- 03\_ネパール法委員会 (2002) “Road Board Act, 2058”
- 04\_ネパール法委員会 (1974) “Public Roads Act, 2031”
- 05\_ネパール法委員会 (2019) “The Environment Protection Act, 2076”
- 06\_ネパール法委員会 (1993) “Motor Vehicles and Transport Management Act, 2049”
- 07\_ネパール法委員会 (1997) “Motor Vehicle and Transport Management Rules, 2054 (1997, Amendment in 2004 and 2010)”
- 08\_ネパール法委員会 (1988) “Kathmandu Valley Development Authority Act, 2045 (1988)”
- 09\_インフラ交通省道路局 (2001) “National Transport Policy”
- 10\_ネパール国家委員会 (2020) “The Fifteenth Plan (Fiscal Year 2019/20-2023/24)”
- 11\_KVDA (2016) “Vision 2035 and Beyond, 20 Years Strategic Development Master Plan (2015 - 2035)”
- 12\_インフラ交通省道路局 (2013) “Nepal Road Safety Action Plan (2013-2020)”
- 13\_インフラ交通省道路局 (2013) “Nepal Road Standard 2070”
- 14\_キティルプール市 (2008) “Kirtipur Municipal Building & Planning By-Laws (final draft) Magh 2064”
- 15\_キティルプール市 (2015) “Building & Planning Bylaws Kirtipur, 2072”
- 16\_都市開発省 (2019) “Nepal Urban Road Standard-2076”
- 17\_バグマティ・プラデーシュ州 (2021) “Provincial Transport Master Plan”
- 18\_インフラ交通省道路局 (2021) “Statistics of National Highway (SNH) 2020/2021”
- 19\_インフラ交通省道路局 (2019) “Road Safety Inspection of Kathmandu Valley Ring Road (H16)”
- 20\_インフラ交通省交通管理局 (2020) “A Report on Establishment and Operation of RA-IMS”
- 21\_アジア開発銀行 (2013) “Kathmandu Sustainable Urban Transport Project Public Transport Component - Summary Report on Route Restructuring-”
- 22\_アジア開発銀行 (2018) “Mass Transit Options and Prioritization Study Final Report -Volume I - Main Report-”
- 23\_アジア開発銀行 (2020) “Kathmandu Sustainable Urban Transport Project Completion Report”
- 24\_世界銀行 (2020) “Delivering Road Safety in Nepal -Leadership Priorities and Initiatives to 2030-”
- 25\_インフラ交通省交通管理局組織図
- 26\_Suzuki Driving School組織図
- 27\_「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」
- 28\_青年海外協力隊活動報告 (交通警察配属)
- 29\_シニア海外ボランティア活動報告 (交通警察配属)
- 30\_「中小企業・SDGsビジネス支援事業」製品リスト (運輸交通・都市開発)

## (2) 公開資料

- 01\_ネパール国 カトマンズ盆地交通改善のための基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート (2012年1月)

([https://openjicareport.jica.go.jp/737/737/737\\_116\\_12082442.html](https://openjicareport.jica.go.jp/737/737/737_116_12082442.html))

02\_ネパール国 カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト最終報告書（2017年5月）

([https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_116\\_12289666.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_116_12289666.html))

03\_ネパール国 カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査（有償勘定技術支援）ファイナルレポート（2019年7月）

([https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_116\\_12345476.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_116_12345476.html))

## 第5条 対象国の便宜供与

ネパール側が負担する便宜供与の詳細は本事業のR/Dに記載しているが、現時点で以下がネパール側によって準備される予定である。

- カウンターパートの配置
- 専門家執務スペース（通信・光熱費・備品等を含む）
- 交差点改良に関するパイロットプロジェクトの費用負担（最低1交差点）
- 交通安全キャンペーン活動費用
- プロジェクト運営費（供与機材の維持管理費用等）

## 第6条 その他留意事項

### （1）R/Dの署名について

本事業のR/Dは2021年10月27日に署名済。

### （2）安全管理

現地業務に先立ち、JICA国別安全対策情報を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。また、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航前に、渡航計画を発注者に提出するとともに、現地業務中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAネパール事務所、在ネパール日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地業務の実施の際には、JICAネパール事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況や移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### （3）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地業務及び国内業務を継続して実施可能である。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要無い。

### （4）不正腐敗の防止

本業務は、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」（2014年10月）の趣旨を念頭に実施する。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA事業実施担当部の担当者に速やかに相談する。

以上